

宮城県公報

行 政
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

- 道路の区域変更(三件) (道路課) 一
- 道路の供用開始(二件) (同) 二
- 都市計画事業の認可 (都市計画課) 二

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (道路課) 三
- 教育委員会
教育委員会
選挙管理委員会 三
- 地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数 三
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数 四
- 不在者投票を管理すべき施設の指定等 四

公安委員会

- 道路交通法第五十一条の十三第一項第一号イ及びロに規定する駐車監視員資格者講習の開催について 四

正 誤

- 宮城県公報第一六八一号中 五

告 示

- 宮城県告示第十二十六号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 北上津山線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員(メートル)		敷地の延長(メートル)	
前	後	前	後	前	後	前	後
石巻市北上町女川字七反二番一地从先から 同市北上町女川字下待井四三番四地从先まで		一八・八	一一・三	五七・〇	四一・七	九七・五	九七・五

○宮城県告示第十二十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 釜谷大須雄勝線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員(メートル)		敷地の延長(メートル)	
前	後	前	後	前	後	前	後
石巻市雄勝町桑浜字桑浜六五番七地先から 同市雄勝町桑浜字桑浜二八番一地从先まで		一六・九	一三・三	八六・九	七六・九	九二・五	九二・五

○宮城県告示第十二十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 河北桃生線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
石巻市針岡字山下無番地先から 同市福地字国土無番地先まで		前A 後B	六・五 六・五	一、二八・〇 一、二八・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第千二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河北桃生線	石巻市針岡字山下無番地先から 同市福地字国土無番地先まで	平成二十五年 十二月十日

○宮城県告示第千三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	仙台松島線	宮城県松島町櫻渡戸字檀山二二番一地从先から 同町高城字三居山一四八番一地从先まで	平成二十五年 十二月二十五日 午前六時

○宮城県告示第千三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第四項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十五年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称
東日本旅客鉄道株式会社東北工事事務所
- 二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

山元都市計画都市高速鉄道事業

2 名称

一号東日本旅客鉄道株式会社常磐線

三 事業施行期間

平成二十五年十二月三日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

1 取用の部分

宮城県亘理郡山元町坂元字新江中子、字根柄鞠、字山ノ上、字雷神、字新水神、字東作、字中永窪、字新中永窪、字浜原、字新浜原、字駒場、字放森、字窪作、字北沼上、字堤下、字熊ノ作、字向山、字荒井、字町東、字道合、字大谷地、字屋敷下、字砂留内、字諏訪前及び字戸花山並びに高瀬字合戦原、字諏訪原、字西泉田、字赤坂、字南田、字南耕土、字蟹田、字紅葉、字北田及び字蔵田並びに浅生原字新井田、字新田及び字館新田並びに山寺字桜木、字桜堤、字道北、字字美田、字稲実、字稲生、字北小谷地及び字西牛橋地内

2 使用の部分

宮城県亘理郡山元町坂元字新江中子、字根柄鞠、字山ノ上、字雷神、字新水神、字東作、字中

永窪、字新中永窪、字浜原、字新浜原、字駒場、字放森、字窪作、字北沼上、字堤下、字熊ノ作、字向山、字荒井、字町東、字道合、字大谷地、字屋敷下、字砂留内、字諏訪前及び字戸花山並びに高瀬字合戦原、字諏訪原、字西泉田、字赤坂、字南田、字南耕土、字蟹田、字中耕土、字紅葉、字北田及び字蔵田並びに浅生原字新井田、字北新井田、字沢中、字新田及び字館新田並びに山寺字桜木、字桜堤、字道北、字字美田、字稲実、字立沼、字稲生、字平沼、字北小谷地及び字西牛橋地内

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十五年十二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品及び納入予定数量

1 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分）（単価契約） 千九百トン

2 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分）（単価契約） 四十五キロリットル

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県大河原土木事務所 宮城県柴田郡大河原町字南一二九番地一号

三 落札者を決定した日 平成二十五年十月九日

四 落札者の名称及び所在地
1 一の1の購入物品 株式会社東日本ソルト 仙台市宮城野区日の出町三丁目三番二十号
2 一の2の購入物品 株式会社ハイウェイエイトほく 仙台市泉区永和台三十五番一号

五 落札金額
1 一の1の購入物品 二十二円六十八銭（一キログラム当たり）
2 一の2の購入物品 四十五円十五銭（一リットル当たり）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十五年八月二十三日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十八号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定によ

り、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十五年十二月十日

宮城県教育委員会

委員長 庄 子 晃 子

一日 時 平成二十五年十二月十八日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

1 県立特別支援学校学則の一部改正について

2 平成二十七年宮城県立高等学校入学者選抜方針について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問合せ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二二一三六一一）

選挙管理委員会

○宮選管告示第百四十二号

平成二十五年十二月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十五年十二月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、一〇一

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三三八、一一八

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	七九、〇九一	岩沼選挙区	一一、七〇〇
宮城野選挙区	五〇、五三六	登米選挙区	二二、三九八
若林選挙区	三五、五四六	栗原選挙区	二〇、九〇二
太白選挙区	六〇、七六一	東松島選挙区	一〇、八九二
泉選挙区	五八、五六六	大崎選挙区	三七、〇〇五
石巻・牡鹿選挙区	四三、九〇一	柴田選挙区	二二、九七一
塩釜選挙区	一五、七四九	亘理選挙区	一三、一五一
気仙沼・本吉選挙区	二二、三五二	宮城選挙区	一三、七二九
白石・刈田選挙区	一四、三〇七	黒川選挙区	二二、八七一
名取選挙区	一九、五五二	加美選挙区	九、一二七
角田・伊具選挙区	一一、九五五	遠田選挙区	一一、九六二
多賀城・七ヶ浜選挙区	二一、九九〇		

○宮選管告示第百四十三号

平成二十五年十二月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八條第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十五年十二月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

三三八、一一八

○宮選管告示第百四十四号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年十二月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一 独立行政法人国立病院機構西多賀病院内の項中「独立行政法人国立病院機構西多賀病院」を「独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院」に改める。

附 則

この告示は、平成二十五年十二月十日から施行する。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第173号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習等について、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により、次のとおり実施する。

平成25年12月10日

宮城県公安委員会

1 実施日時

(1) 講習 平成26年2月19日（水）及び同月20日（木）の2日間

各日午前8時45分から午後5時まで

(2) 考查 平成26年2月27日（木）

午前9時から同10時まで

2 実施場所

(1) 講習 宮城県仙台市青葉区上杉三丁目3番1号

パレス宮城野

(2) 考查 宮城県仙台市青葉区上杉三丁目3番1号

パレス宮城野

3 駐車監視員資格者講習の受講手続

3 駐車監視員資格者講習の受講手続

